型の取り扱いに関する覚書（ひな形）

※この覚書は、あくまでも一例であって、各工業会や各企業が、それぞれの取引形態に合わせて、修正することを何ら妨げるものではありません。

※ご不明な点等がございます場合は、素形材センター、経済産業省（素形材産業室）等にお問い合わせ下さい。

	覚書条文	解説
第１条 （型の貸与）	１．型の種別や数等（以下「型の種別等」という。）については、個別にこれを定めるものとし、この場合において、乙は、型の種別等を記載した書面を、甲に交付する。 ２．甲は、型を受領したときは、受領書を乙に提出する。 ３．乙の依頼によって、甲のノウハウにより製作した型について、型を乙に返却する場合には、型の生産上の秘密が保持されるとの条件で行うものとし、乙が保管を求めるときは、製品の製作を完了した後、甲乙で取扱について別途協議するものとする。	型の製造後、受注者と発注者が受け渡しを行う際に定めるべき事項などを規定しています。受注者の方は、発注者と協議し、型の種別、数などを個別に定め、書面で受け取ってください。発注者から貸与された型の場合、受注者は発注者に、受領書を提出するようにしてください。また、型の製造にかかる受注者のノウハウは、型を発注者に返却する場合であっても、秘密が保持されるよう取り決めを行ってください。
第２条 （使用及び管理）	１．甲は、製品の製作に必要な範囲において、型を使用することができる。 ２．甲は、型を自己の財産に対するのと同一の注意をもって管理する。 ３．型に対する所有権の表示は、必要に応じ乙が行うものとし、甲はこの表示を毀損してはならない。	受注者は、製品の製作に必要な範囲において、型を使用できますが、自己の財産に対するのと同一の注意で管理してください。また、発注者が行う型の所有権の表示は、毀損しないように注意してください。
第３条 （耐用年数、耐用回数、これを超過した型の処置）	１．甲及び乙は、甲が製品の製作に着手する以前において、型の耐用年数または耐用回数を協議の上定めるものとする。 ２．甲は、前項の耐用年数、耐用回数を超過した場合、その旨を乙に通知し、その処置について、乙と協議するものとする。 ３．甲は、前項の通知の後、１カ月以内に乙からの意思表示のない場合は、型を次のいずれかの区分により、任意に処理することができる。 （１） 型は、乙の費用負担にて、乙に返却するものとする。 （２） 型は、乙の費用負担にて、廃棄処分するものとする。	型の耐用年数、耐用回数は、製品の製作を開始する前に、発注者と協議して定めておいてください。これを超過した型については、保管義務期間が超過した型として、発注者に通知してください。通知した型の取り扱いについては、通知から１ヶ月以内に発注者から特段の意思表示がなかった場合、発注者の費用負担によって、発注者に返却するか、廃棄することができます。
第４条 （保　管）	１．甲は、型を保管する場合には、保管台帳を作成して、保管の状況を明らかにしておかなければならない。 ２．前条第１項の耐用年数または耐用回数が超過した後、同条第２項の協議により、甲は型の保管を継続する。 ３．甲が型を保管する場合は原則有償とし、保管費用・保管期間・注意義務の程度・廃棄については甲乙別途協議して定める。	受注者は、型の保管に際して「保管台帳」を作成して、保管の状況を記録してください。保管義務期間が超過した場合は、発注者との協議により、保管を継続するかどうかを決めてください。また、発注者が型の無償保管を要請することは、振興基準などにより禁止されています。保管をする場合にはきちんと保管費用を定め、そのほか保管期間、注意義務の程度、廃棄についても協議して定めるようにしてください。
第５条 （損耗及び滅失）	１．第３条第１項により定めた耐用年数または耐用回数にかかわらず、型が、天災地変もしくは製品の製作による自然消耗等甲の責によらない事由、火災または盗難により、損耗または滅失し、以後の使用が不可能となった場合は、甲は、直ちにその旨を乙に通知するものとする。 ２．前項の損耗または滅失による型の損害については、甲は、補償の責を負わないものとする。 ３．乙が甲に対し、火災保険料等相当額を支払ったときは、甲は、火災等による型の損害を補填するために、火災保険等契約を締結しなければならない。また、地震保険契約についても同様な手続きとする。	型が、①天変地異や消耗など、受注者の責によらない事由、②火災、③盗難により、以後の使用が不可能になった場合、すぐに発注者に通知してください。これらの理由による損害は、受注者は補償の責任を負いません。発注者が受注者に対し、火災保険料や地震保険料などを支払う場合には、受注者は火災保険契約や地震保険契約を締結してください。

	覚書条文（続き）	解説（続き）
第６条 （修理及び改造）	甲は、製品の製作のために、型を修理または改造する必要がある場合は、乙に対し、当該修理または改造に要する費用、期間等を明示して、乙の許可を得なければならない。この場合において、修理または改造に要する費用は、乙の負担とする。	受注者は、製品の製作のために型を修理・改造する必要がある場合、修理・改造に必要な費用や期間などを明らかにした上で、発注者の許可を取ってください。これにかかる費用は、発注者が負担することとなります。
第７条 （製作完了後における型の処置）	１．一つの型について、最終発注日から※　　年間、乙から甲に当該型を使用する注文がない場合、当該型を使用する製品の製作は完了し、当該型は遊休化したものとする。 ※　製品によって期間が異なることから、それぞれの会社で定める。 ２．製品の製作が完了した場合、甲はその旨を乙に通知し、遊休化した当該型の処置について、乙と協議する。 ３．甲は、前項の通知の後、１カ月以内に乙からの意思表示のない場合は、型を次のいずれかの区分により、任意に処理することができる。 （１）型は、乙の費用負担にて、乙に返却するものとする。 （２）型は、乙の費用負担にて、廃棄処分するものとする。 ４．第１項の規定により型が遊休化した後、第２項の協議により、甲は型の保管を継続する。 ５．協議に基づき甲が当該型を保管中に、再度当該型を使用する注文があった場合は、型の保管に関する取り扱いと製品の製作単価について、再度甲乙協議するものとする。	最終発注日から、一定年数が経過した型は、遊休化した型として取り扱うこととし、この一定年数について、発注者と協議して取り決めてください。この年数は、製品により異なることから、それぞれの発注者ごとに定めることとなります。一定年数を超えた場合には、発注者に通知し、型の処置について協議してください。通知された型の取り扱いについては、通知から１ヶ月以内に発注者から特段の意思表示がなかった場合、発注者の費用負担によって、発注者に返却するか、廃棄することができます。発注者との協議の結果、遊休化した型を引き続き保管している間に、再度発注者からその型を使用する注文があった場合には、その型の取り扱い（保管費用や保管義務期間）や製品の製作単価について、再度協議してください。
第８条 （秘密保持）	甲及び乙は、本契約によりまたはこれらに関連して知り得た甲並びに乙の技術、その他業務上の秘密を漏洩しまたは自己もしくは第三者のために利用し、もしくは利用し得る状態においてはならない。本契約の解除後または期間満了後も同様とする。	本契約や、これに関連して知り得た発注者と受注者の技術、その他業務上の秘密を、漏えいしないよう注意してください。また、これらの技術・秘密を、自己または第三者のために利用したり、利用し得る状態にならないよう、注意してください。本契約の解除後や、期間満了後も同様とします。
第９条 （有効期間）	本覚書の有効期間は、覚書締結の日から２年間とする。ただし、期間満了の日の３カ月前迄に、甲または乙から、書面による契約終了の申出がないときは、本覚書は、引続き同一条件をもって延長されるものとする。	この覚書の有効期間は、締結の日から２年間とします。ただし、期間満了の日の３ヶ月前までに、発注者または受注者から、書面による契約の終了の申し出がない場合は、引き続き、この覚書と同一条件で、延長されることとなります。
第１０条 （別途協議）	本覚書に、定めのない事項または契約条項の解釈に疑義を生じた事項については、当事者は、信義誠実を旨として、別途協議して解決を図るものとする。	本覚書に定めていない事項や、解釈に疑義がある事項については、信義誠実の原則の下、当事者間で協議して解決するようにしてください。

発注者　　殿

○○用型の取り扱いに関する覚書

会社名

○○用型の取り扱いに関する覚書

○○製造業者（以下「甲」という。）と発注者（以下「乙」という。）とは、乙が甲に発注する○○品（以下単に「製品」という。）の製作に必要な型の取り扱いに関し、次のとおり、覚書を締結する。

第１条（型の貸与）

１．型の種別や数等（以下「型の種別等」という。）については、個別にこれを定めるものとし、この場合において、乙は、型の種別等を記載した書面を、甲に交付する。

２．甲は、型を受領したときは、受領書を乙に提出する。

３．乙の依頼によって、甲のノウハウにより製作した型について、型を乙に返却する場合には、型の生産上の秘密が保持されるとの条件で行うものとし、乙が保管を求めるときは、製品の製作を完了した後、甲乙で取扱について別途協議するものとする。

第２条（使用及び管理）

１．甲は、製品の製作に必要な範囲において、型を使用することができる。

２．甲は、型を自己の財産に対するのと同一の注意をもって管理する。

３．型に対する所有権の表示は、必要に応じ乙が行うものとし、甲はこの表示を毀損してはならない。

第３条（耐用年数、耐用回数、これを超過した型の処置）

１．甲及び乙は、甲が製品の製作に着手する以前において、型の耐用年数または耐用回数を協議の上定めるものとする。

２．甲は、前項の耐用年数、耐用回数を超過した場合、その旨を乙に通知し、その処置について、乙と協議するものとする。

３．甲は、前項の通知の後、１カ月以内に乙からの意思表示のない場合は、型を次のいずれかの区分により、任意に処理することができる。

（１）　型は、乙の費用負担にて、乙に返却するものとする。

（２）　型は、乙の費用負担にて、廃棄処分するものとする。

第４条（保　管）

１．甲は、型を保管する場合には、保管台帳を作成して、保管の状況を明らかにしておかなければならない。

２．前条第１項の耐用年数または耐用回数が超過した後、同条第２項の協議により、甲は型の保管を継続する。
３．甲が型を保管する場合は原則有償とし、保管費用・保管期間・注意義務の程度・廃棄については甲乙別途協議して定める。

第５条（損耗及び滅失）
１．第３条第１項により定めた耐用年数または耐用回数にかかわらず、型が、天災地変もしくは製品の製作による自然消耗等甲の責によらない事由、火災または盗難により、損耗または滅失し、以後の使用が不可能となった場合は、甲は、直ちにその旨を乙に通知するものとする。
２．前項の損耗または滅失による型の損害については、甲は、補償の責を負わないものとする。
３．乙が甲に対し、火災保険料等相当額を支払ったときは、甲は、火災等による型の損害を補填するために、火災保険等契約を締結しなければならない。また、地震保険契約についても同様な手続きとする。

第６条（修理及び改造）
甲は、製品の製作のために、型を修理または改造する必要がある場合は、乙に対し、当該修理または改造に要する費用、期間等を明示して、乙の許可を得なければならない。この場合において、修理または改造に要する費用は、乙の負担とする。

第７条（製作完了後における型の処置）
１．一つの型について、最終発注日から※　　年間、乙から甲に当該型を使用する注文がない場合、当該型を使用する製品の製作は完了し、当該型は遊休化したものとする。

※　製品によって期間が異なることから、それぞれの会社で定める。

２．製品の製作が完了した場合、甲はその旨を乙に通知し、遊休化した当該型の処置について、乙と協議する。
３．甲は、前項の通知の後、１カ月以内に乙からの意思表示のない場合は、型を次のいずれかの区分により、任意に処理することができる。
（１）　型は、乙の費用負担にて、乙に返却するものとする。
（２）　型は、乙の費用負担にて、廃棄処分するものとする。
４．第１項の規定により型が遊休化した後、第２項の協議により、甲は型の保管を継続する。

５．協議に基づき甲が当該型を保管中に、再度当該型を使用する注文があった場合は、型の保管に関する取り扱いと製品の製作単価について、再度甲乙協議するものとする。

第８条（秘密保持）

甲及び乙は、本契約によりまたはこれらに関連して知り得た甲並びに乙の技術、その他業務上の秘密を漏洩しまたは自己若しくは第三者のために利用し、若しくは利用し得る状態においてはならない。本契約の解除後または期間満了後も同様とする。

第９条（有効期間）

本覚書の有効期間は、覚書締結の日から２年間とする。ただし、期間満了の日の三カ月前迄に、甲または乙から、書面による契約終了の申出がないときは、本覚書は、引続き同一条件をもって延長されるものとする。

第１０条（別途協議）

本覚書に、定めのない事項または契約条項の解釈に疑義を生じた事項については、当事者は、信義誠実を旨として、別途協議して解決を図るものとする。

（附　則）

本覚書締結以前の型の取り扱いについては、本覚書を適用するものとする。

以上、本覚書締結の証として、本書２通を作成し、当事者記名捺印のうえ、各自その１通を保有する。

平成　　年　　月　　日

甲　所在地
　　会社名
　　代表者名

乙　所在地
　　会社名
　　代表者名

協議覚書

平成　　年　　月　　日

この協議覚書は、○○用型の取り扱いに関する覚書に準じて作成するものである。

１．図番　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２．品名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

３．材質

①鋼材（　　）、②木材、③樹脂、④その他（　　）

４．大きさ

○○	m×	m×	m=	m^3
○○	m×	m×	m=	m^3
○○	m×	m×	m=	m^3
（合わせて）			合計	m^3

５．個数

①○○　　個　○○　　個

６．所有権

発注者

７．耐用年数、耐用回数

①耐用年数　　年　　カ月

②耐用回数　　回(ショット)

８．保管

①耐用年数、耐用回数までの保管費用

１）使用面積または使用空間　　円／m^2・m^3　／月

②耐用年数、耐用回数をすぎた保管費用

１）使用面積または使用空間　　円／m^2・m^3／月

③保管期間は耐用年数、耐用回数いずれか先に達成したまでとする

④注意義務の程度　　屋内、屋外、シート掛け、その他（　　）

発注者名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　製作業者名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿